

令和5年3月14日

西宮市政記者クラブ各位

西宮市都市局住宅部長

市営住宅（62戸）共益費額の通知誤りについて

1. 事実（事故、事件）内容

令和5年3月1日付で全市営住宅入居者に令和5年度の家賃額等を記載した収入認定通知書等を送付しましたが、共益費一括徴収住宅のうち、一部の住宅（62戸）の入居者に対して送付した通知に記載された共益費額に誤り（誤 1,800円、正 5,300円）があったものです。

なお、今回判明した一部住宅以外には、共益費額の通知誤りはありませんでした。

また、今回は家賃額等の通知のみであり、納付は令和5年度となるため、対象入居者からの納付はありません。

2. 経過

【令和5年3月1日】

全市営住宅入居者あてに収入認定通知書等を送付。

【令和5年3月13日】

福祉部局から、一部住宅の共益費額の通知に誤りがあるのではという連絡あり。

住宅管理システムにて確認したところ、一部住宅（62戸）の共益費額に誤りがあったことが判明しました。

3. 対応

令和5年3月14日に該当住宅（62戸）を訪問し、お詫びのうえ、収入認定通知書等を差し替えます。また、留守の住宅についてはお詫び文を添えて修正後の収入認定通知書等をポストに投函します。

4. 原因

共益費一括徴収対象住宅の新規追加に伴い、住宅管理システム保守業者から提供された修正用プログラムの一部に誤りがあり、令和5年度対象住宅の一部の住宅（62戸）の共益費額に誤った金額が適用されたため。

（裏面あり）

5. 見解と対策

本件については、保守業者から提供された修正用プログラムに誤りがあったことが原因であるが、現在のエラーチェックの方法では誤りを見つけられなかったものです。

家賃額や共益費額に誤りがあった場合、入居者に多大な迷惑をかけることとなることを再認識するとともに、エラーチェックの方法を見直しや業務マニュアルの見直しにより、同様事案の再発防止を徹底してまいります。

【お問い合わせ先】

西宮市都市局住宅部住宅入居・家賃課

担 当：瀬川 健

電 話：0798-35-3722

F A X：0798-36-1090